

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 事業推進統括部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申ししたこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年9月8日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年9月10日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を揭示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

「外国人にかかる年金制度」の動画作成業務
仕様書

日本年金機構本部
事業推進統括部
令和8年8月

1 目的

外国人を雇用する事業所の従業員に対し、外国人に係る年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくことを目的に動画を作成するものである。なお、作成した動画は厚生労働省 YouTube へのアップロード及び日本年金機構（以下「機構」という。）が全国各地で実施している年金制度説明会で使用する予定。

2 業務概要

（１）動画の作成

（２）作成した動画を MP4 形式で DVD-R（３枚）に格納し、機構へ納品

3 スケジュール

契約締結～履行期限まで

令和 8 年 9 月 1 0 日（木） 契約締結

令和 8 年 9 月 1 5 日（火） データ（資料）の提供

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金） 機構へ納品（履行期限）

4 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

5 納品先

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話：03-5344-1100（内線 2648）

FAX：03-6892-8093

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業グループ

担当：石内

6 作業手順

別添 1「作業実施要領」を参照すること。

7 第三者への再委託

（１）再委託先の監督等

- ① 受託事業者は、当該業務の全部又は主体的部分を第三者に再委託（以下、「再委託」という。）しないこと。本業務における主体的部分とは、制作に関する企画、立案、編集作業（仕様書に基づき、情報の整理、構成を行い、本動画をまとめあげる作業）、機構との調整・打合せ、進行スケジュールの管理及び作業品質の確保及び進行管理を円滑に進めるための実施体制の確保（至急の場合や機構の必要に応じた実施体制の確保を含む）とする。
- ② 受託事業者は、本業務の一部を再委託しようとするとき、事前に機構の承認を得なければならない。
- ③ 機構は、受託事業者が再委託先の監督を適正に行っているか監督する。再委託先の監督は受託事業者が行うこと。
- ④ 再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

（２）遵守事項

- ① 受託事業者は、再委託先に対する仕様書について、本仕様書に定める条件を必ず規定すること。
- ② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
 - ア 受託事業者の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - イ 機構の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - ウ 再委託先における盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止
 - エ 再々委託の禁止
 - オ 盗用等が発生した場合の受託事業者の責任体制

８ 再委託に関する手続き

再委託に関する申請については、任意様式により再委託開始予定日の５営業日前までに機構へ提出し、事前に機構の承認を得ること。

９ その他

- （１）受託事業者は、納品スケジュールを厳守するとともに、機構の要求に応じて作業の進捗状況を報告すること。
- （２）作成した動画の著作権については、機構に帰属することとする。受託事業者は納品時に別添６「著作権譲渡証明書」を機構へ提出すること。また、受託事業者は、機構の許可なく当該動画を使用しないこと。

- (3) 本調達に係る一切の費用については、受託事業者の負担とする。
- (4) 納品は、平日の 10:00～17:00 の間に行うこと。
- (5) 納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。
- (6) 受託事業者は、作業完了後速やかに成果物を納品し、検査を受けること。なお、納品検査に合格しなかった場合は、受託事業者の責任において作業をやり直し、再度、成果物を納品し検査を受けること。
- (7) 本仕様書についての疑義が生じた場合、令和 8 年 9 月 2 日までに FAX で提出すること。また、疑義に対する回答は令和 8 年 9 月 4 日までに行う。

作業実施要領

1 動画作成

(1) 動画作成スケジュールの提出

受託事業者は、契約締結後5営業日以内に本業務にかかる作成スケジュールを提出すること。また、業務が円滑に実施できるよう業務全体の進捗管理、日本年金機構（以下「機構」という。）との連絡調整を行うこと。なお、進捗管理及び連絡調整等を行う際に、統括管理責任者を設置すること。統括管理責任者は受託事業者が直接雇用している者に限ることとし、後述の監督、ナレーターへ指示ができる立場の者でなければならない。

(2) データの提供

契約締結後、機構から資料データ（以下「データ」という。）を電子媒体（USB）で引渡す。なお、引渡すデータの形式について、動画編集用資料は PowerPoint（または PDF）、ナレーション原稿は Word 形式とする。

[留意事項]

- ・ データは、受託事業者の責任において厳重に管理すること。また、本契約の履行完了後、受託事業者の責任においてデータを消去すること。
- ・ データ消去完了後、廃棄証明書を機構へ提出すること（様式については任意とする。）

2 作成の概要

受託事業者は、別添2のスライドを使用して動画を作成すること。なお、動画のナレーション原稿は別添3を使用すること。

動画については静止画のスライドにナレーションを吹き込むだけでなく、重要なポイントを拡大する、説明している部分を赤枠で囲う等、視聴者の気を引くような編集をすること。なお、動画の編集レベルは以下の動画を想定しており、最低でもこのレベルの編集を厳守すること。

動画名称：知っておきたい年金のはなし

リンク先：<https://www.youtube.com/watch?v=mIDDH5qNBcY>

3 注意事項

受託事業者は、以下の注意事項に基づいて制作すること。

(1) 動画

- ① 動画は別添2を基とした紙芝居形式とし、文言及び表（図）の変更（加工）はしないこと。ただし、動画化時に見えづらくなる等不具合が生じる場合は、機構へ報告の上、判断を仰ぐこと。
- ② 機構が提供する台本（別添3）を基にナレーション及び字幕テロップを挿入すること。原則、ナレーションと字幕テロップは同内容とする。

(2) 編集

- ① 編集にあたっては、機構と適宜協議の上実施するものとし、動画編集の中間及び最終段階において、機構の確認・検証を最低各1回ずつ行う。なお、確認・検証の結果、修正があった場合、受託事業者は機構の指示に基づき、修正を行い、再度機構の確認・検証を受けることとする。
- ② モーショングラフィックやアニメーション等を駆使して、視聴者が最後まで視聴したくなるような創意工夫を講じること。
- ③ 視覚、聴覚障害者の方にも内容が伝わるよう、編集を工夫すること。
- ④ 編集全般（映像・音楽・音声（ナレーション含む）・テロップ入力等）を行うこと。
- ⑤ カラー映像・デジタル録音・デジタル編集とすること。
- ⑥ 動画構成上、SE、音楽を挿入する際は、著作権フリーのものを使用すること。

- ⑦ 画面アスペクト比は 16 : 9 とし、画質はハイビジョン対応の規格とすること。
- ⑧ 作成した動画は、機構ホームページ及び厚生労働省 YouTube チャンネルに掲載する。映像制作ではその点を考慮した上で演出上の工夫を凝らすこと。（厚生労働省 YouTube チャンネルへの掲載期間については無期限とする。）
- ⑨ スマートフォン画面で視聴する者に配慮し、見やすい画面構成・内容とすること。
- ⑩ 動画に実在する人物、民間企業、商品を登場させてはならない。

（3）監督・ナレーター

- ① 監督は、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）を制作した経験を有する者とすること。
- ② ナレーターは、事前に複数の候補者を機構へ提示すること。その際は、候補者ごとの経歴及び音声データを併せて機構へ提出すること（直接面談可）。なお、機構において、受託事業者から提示された候補者に適正な者がいないと判断した場合、受託事業者は、再度、他の複数の候補者を速やかに機構へ提示すること。
- ③ ナレーターは女性とし、3年以上のナレーター経験を有し、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）にナレーターとして出演した経験を有しており、そのイメージと本動画の作成内容が乖離していない者であること。なお、AI は使用しないこと。
- ④ ナレーターについて、国民年金保険料の未納がないこと。なお、ナレーターは、正式決定後に別添 4「申立書」を提出すること。

（4）その他

- ① 統括管理責任者は、動画作成・編集作業前に機構を含めた打合せの場を速やかに設けること。
- ② 動画作成・ナレーション録音を行う場所については作業開始前に、事前に機構の承認を受けること。
- ③ ナレーション録音時には、機構が立ち会うものとし、修正があった場合は、その場で修正を行うこととする。なお、録音場所がナレーターの自宅等、立ち合いが困難な場合は、録音したデータを機構にて確認し、確認の結果、修正があった場合は修正対応ができるような体制を構築すること。
- ④ 動画作成に必要な機材等は、全て必要に応じ受託事業者が選定し、準備・確保すること。
- ⑤ 受託事業者は、従事者が業務に従事する前までに、守秘義務に関する別添 5「誓約書」に従事者から徴取のうえ、提出すること。
- ⑥ 納品の際、映像データは MP4 形式で DVD-R（3 枚）に格納すること。なお、DVD-R にはタイトル、収録時間を明記し、ラベル印刷したうえで機構へ納品すること。
- ⑦ ⑥で作成した DVD-R（3 枚）は、ハードケースに入れ、破損防止対策を講じたうえで納品すること。

外国人にかかる年金制度



目次

1. 年金制度への加入
2. 厚生年金保険の適用
3. 国民年金制度への加入
4. 社会保障協定
5. 日本を出国することとなった際の手続き
6. 日本年金機構が提供するサービスなど
7. 参考

1. 年金制度への加入

国民年金

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

「国内に住所を有する」という要件なので…



日本国内に住所を有する外国人の方も第1号被保険者となります。

※日本国籍を有しない方で在留資格が、「医療滞在」、「観光等を目的とするロングステイ」といった「特定活動」により滞在する方は、国民年金第1号及び第3号被保険者から適用除外となります。

厚生年金保険

- ・厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても厚生年金保険の適用事業所となります。
- ・厚生年金保険に加入している会社などの適用事業所に常時使用される人^(※)は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

「国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず」という要件なので・・・



外国人の方も厚生年金保険の被保険者となります。

※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。

2. 厚生年金保険の適用

手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、被保険者となります。

外国人従業員の方々へ社会保険制度をご案内する際は、以下の制度説明の各パンフレットをご利用ください。



対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

【資料掲載先】

日本年金機構ホームページトップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット＞外国語版パンフレット Employees' Pension Insurance and Employees' Health Insurance (厚生年金保険・健康保険制度のご案内)

(1)外国人従業員を採用したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。

また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。

●短期在留している外国人の本人確認

- ・旅券の身分事項のページの写し
- ・(ア)～(ウ)いずれかの写し
 - (ア)旅券の資格外活動許可証印のページ
 - (イ)資格外活動許可書
 - (ウ)就労資格証明書

●日本国外に居住している方の本人確認

日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、現地における公的機関の発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。

なお、初めて公的年金制度(共済組合等を除く)に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。

(2)外国人従業員が家族を被扶養者にする時の手続き

健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所(住民票)を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。

また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。

(3)外国人従業員が退職した時の手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。

⇒脱退一時金については、「5. 帰国することとなった際の手続き」を参照してください。

3. 国民年金制度への加入

手続き

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

「提出年月日」、提出日時時点のあなたの氏名（住民基本台帳に登録されている氏名を記入してください。）を記入してください。届出をする方が本人であれば1に○をしてください。

- ①は、マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号を記入してください。
- ②は、あなたの生年月日（西暦4ケタ）を記入してください。
- ③は、あなたの氏名を記入してください。
- ④はあなたの性別で該当等する数字を○で囲んでください。（1は男性、2は女性）
- ⑤は、あなたの住所の郵便番号、⑦に住所を記入してください。
- ⑥は、連絡の取れる電話番号を記載し、該当する番号に○をつけてください。（1は自宅、2は携帯、3は勤務先、4はその他）
- ⑧は、あなたの国籍を記入してください。
- ⑨は、通称名があれば住民基本台帳に登録されているあなたの通称を記入してください。

[illegible]

○海外から日本へ転入し、国民年金へ加入する場合は「⑩届書種類・番号」欄「1」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に日本へ転入した日を記載、「⑫理由等」欄は「11」に○をしてください。(例)

○厚生年金または共済組合の資格を喪失（退職）し、国民年金へ加入する場合は「⑩届書種類・号」欄「1」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に職目の翌日を記載、「⑫理由等」欄は「3」に○してください。（例：2020/7/31に会社を退職した。）

○海外に転出する場合は、「⑩届書種類・番号」欄「4」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に出国の翌日を記載、「⑫理由等」欄は「11」に○をしてください。(例：2020/9/29に出国した。)

14か国語

資料掲載場所: <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kankeitodoke.html>

手続き

手続きをしても保険料を納めていないと未納のお知らせが届きます。

外国人のみなさまへ あなたの年金に関するお知らせ

まずは、相談ください。

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

050で始まる番号で電話する場合は **03-6630-2525**

受付時間

【英語】
月曜日 8:30~19:00
火曜日~金曜日 8:30~17:15
第2土曜日 9:30~16:00
【その他の言語】
月曜日~金曜日 8:30~17:15

【英語】
・ベトナム語
・インドネシア語
・中国語
・韓国語
・タイ語
・インドネシア語
・ネパール語
・スペイン語
・ミャンマー語
・タガログ語

詳しくは、日本年金機構のホームページを確認してください。

【外国人向けサイト】
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

スマートフォンなどの翻訳サービスを利用していろいろな国の言葉で読むことができます。

【専用ページ】
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/english/gaikoku_menjo.html

国民年金保険料の納付は義務です。

あなたは、払わないといけないお金があります。

国民年金保険料を払わないと、年金の受け取り、在留資格（ビザ）などの更新や変更ができなくなるかもしれません。

保険料を免除する手続きがあります

① 免除制度

保険料を払わなくてもよくなる制度

日本に初めて来た人は、手続きをすることにより保険料を払わなくてもよくなる場合があります。

② 納付猶予制度

保険料を払うのを待ってもらう制度

※ 審査があります。

日本年金機構 Japan Pension Service

2604 1016 048

外国人のみなさまへ

重要 important

払わないといけないお金があります

～国民年金の保険料(お金)を払うことは法律で決められています～

日本に初めて来た人は、免除(Contribution Payment Exemption)の手続きをすることにより国民年金の保険料(お金)を払わなくてもよくなる場合があります。

この手紙と一緒に、免除申請書に名前や住所などを書いて
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日)までに 出してください。

Q1 免除(Contribution Payment Exemption)とはなんですか？

あなたの給料が少なくて仕事をやめたとき、国民年金の保険料(お金)を払う金額を「0円」にしたり、「安く」できる制度(仕組み)です。

Q2 手続きをしないとどうなりますか？(国民年金の保険料も払っていない場合)

■在留資格などの更新や変更ができなくなるかもしれません。

■法律により、次の罰があります。

▶払わないといけない国民年金の保険料(お金)が増えて、金額が高くなります。

▶あなただけではなく、「あなたの妻または夫」や「同じ家に住む家族の代表者」の財産(お金や物)を国に取られます。

■次の場合に、国から生活のためのお金をもらうことができます。

65歳以上の人がもらえるお金

生活を支えていた人がなくなったときに家族がもらえるお金

※もらうためには、いくつかの条件があります。

【年金事務所ではやさしい日本語やいろいろな国の言葉で相談ができます】 【免除申請書の書き方】

■年金事務所の窓口で相談する場合
〇〇〇年金事務所 国民年金課 に来てください

■電話で相談する場合
電話番号 0570-003-004
※050で始まる番号で電話する場合は 03-6630-2525

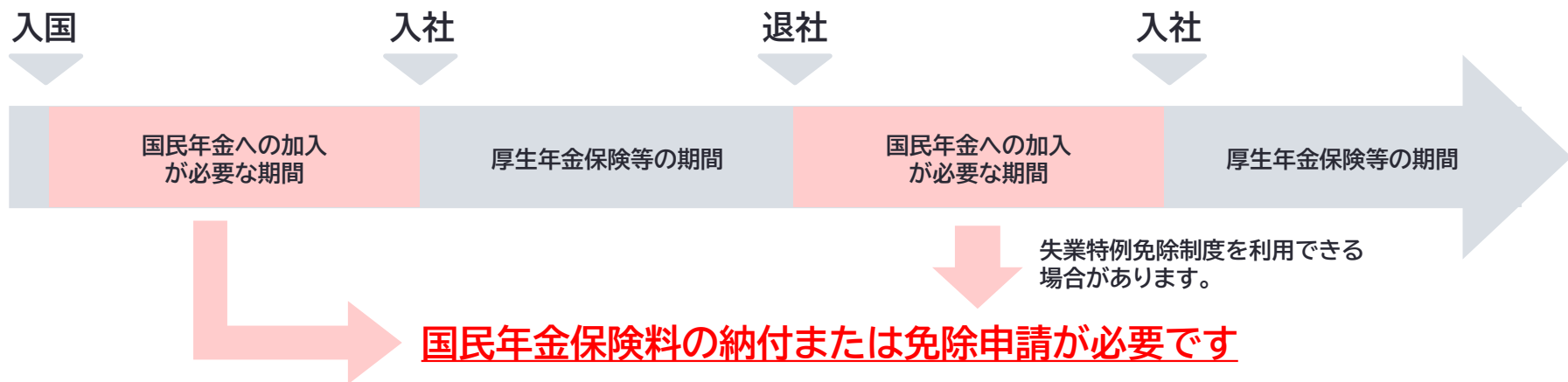
いろいろな国の言葉で免除申請書の書き方を見ることができます

日本年金機構 Japan Pension Service

2601 1016 004

よくあるケース

手続きもれ、保険料の納め忘れが発生しやすいケースとして、以下の事例があります。



注意

保険料の未納期間があると在留資格の更新等に影響が出る可能性があります。

- 従業員の方(協会等に参加している方)に、日本年金機構から各種お知らせが届いていないか確認してください。
- 届いている場合は年金事務所に相談するようお知らせください。

「会社を離れた」「未加入期間があるなど」、国民年金加入（資格取得済または「保険料納入」手続きが必要となる）のご案内をしております。

加入手続きもれにより、保険料を納められずまま放置すると、将来、年金を受け取ることがない場合があります。お気づけに保険料を未納扱いいたします。

なお、国民年金を継続するとなさる方が手続きが簡単である場合は、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納入作業はご自身で行う必要があります。

市への届出は、お事務の終了となりますので、お手元で保管してください。

手続きは済みですか（国民年金加入のご案内）

あなたは「第1号・第2号被保険者を資格取得し給付」の対象です。

日本国民に住所を有している20歳以上65歳未満の方（海外から転入した方を含む）、または、年金に加入されている方（国民年金第1号被保険者）を除き、国民年金第1号被保険者とは異なる3号被保険者となりますので、お事務では国民年金の加入手続きが必要になります。

手続きが済みでない方は、裏面の「国民年金の手続きが必要なる」をご確認の上、お住いの「国民年金被保険者保険番号（申出先）」または「国民年金第3号被保険者関係届」に必要事項を記入して、速やかにご提出ください。

※海外への出国期間（社会保険庁、労働基準、外国税務庁と連携した）が適用され、日本の法的年金制度への加入が免除される場合には、「海外へ出国期間」を申請し、年金給付に支障が生じないよう、国民年金に継続するようお願いします。

"If you are expected to travel or other international agreements (examples: Social security agreement, and Agreement related to EPPO, and Visa Convention in Economic Relations) for a long period of time, you should apply for exemption from the Japanese Social Security System. The Exemption Period is Exemption from the National Pension Notification Form for persons covered under international agreements." To apply, please Pension Service.

◆ **国民年金被保険者の別**

国民年金被保険者の別（「第1号被保険者」、「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」）については、裏面の「国民年金被保険者の権利」をご確認ください。

◆ **届出先**

第1号被保険者の手続き：お住いの市（区）役所または町村役場の「国民年金担当窓口

第2号被保険者の手続き：第2号被保険者の勤務先

第3号被保険者も可能で「電子申出」の場合は、日本年金機構へ送付します。

オンラインサービス（個人番号）により手続き可能な場合は、マイナンバー・本人（実印）を添付して送付する必要があります。詳細は、裏面にご確認ください。

◆ **参考情報**

◆ 手続きが必要なる方に関する記録

	基 年	年 号	
氏 名			

◆ 第3号被保険者等期間に関する記録

制 度 名 (※1)	契 約 発 生 年 月 日 (※2) 契 約 満 了 年 月 日 (※3)	契 約 名	契 約 発 生 年 月 日
(※1) 20歳以上65歳未満に属し被保険者としており、かつ、労働関係に関する法令に基づき労働者として勤務する者 (※2) 契約年「労働関係に関する法令」による労働関係の開始年 (※3) 労働関係の終了年			

◆ 不明な点がありましたら、以下の各事務機関にお問い合わせください。

作 成

2411 1016 000

がいこじん
外国人のみなさまへ

重要
important

かんが
か

払わないといけない お金 があります

～国民年金の 保険料(お金) を 払うことは 法律 で 決められています～

にほん に 初めて 来た 人は
ことにより国民年金の 保
この手紙と一緒に 入れ
〇〇〇〇年〇〇月〇〇

Q1 免除(Contribu-
tion Exemption)

あなたの 給料 が 少ないと
「0円」にしたり、「安く」で
す。

外国人のみなさまへ あなたは

まず、相談 ください。

0570-003-004

050 で 始まる 番号 で 電話 する 場合は **03-6630-2525**

Q2 手続き を しな
い

■在留資格などの更新が
法律により、次の 罰金
が 課せられる
「払わないといけない国民
年金」が 発生 します
(お金 や 罰金 を 国 に 取ら
せられます)

■次の 場合 に、国 から 送
られる 通知 書
65歳 以上の 人が
もらえる お金

※もうらう ためには、いくつ
か 条件 があります

【年々事務所で は やさしい日本語】

■年々事務所の 窓口 で 相談する
〇〇 年 年々事務所 外国 年金課
に 電話 して 相談する 場合

電話番号 0570-003-004
0500 で 始まる 番号 で 電話 する

外国人向けサイト
<https://www.nenkin.go.jp/inter-national/index.html>



詳しくは、**年金機構のホームページ**
を確認 してください。

スマートフォンなどの 翻訳 サービス を
利用 していろいろな 国の 言葉 で 読む
ことができます。

【専用 ページ】
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/English/gaikaoku_menjo.html



②

※ 香

[illegible]

⇒ **ねんきんネット**を利用して未納期間が無いか確認することができます。

ねんきんネット

ねんきんネットを利用して未納期間が無いか確認することができることをご案内ください。

4月	 国年
5月	 国年
6月	国年
7月	国年
8月	国年
9月	厚年
10月	 厚年
11月	 厚年
12月	合算
1月	合算
2月	胎保
3月	胎保

画面表示	説明
国年	国民年金に加入していた月 国民年金保険料を納付した月
 国年	国民年金に加入していた月で、以下のいずれかに該当する月 または脱退手当金が支給された可能性のある月 ・国民年金保険料を納付していない月 ・国民年金保険料の全部または一部の免除を受けている月 ・国民年金保険料の一部の免除を受けていて、残りの保険料を納付していない月 ・学生納付特例制度または納付猶予制度の承認を受けている月 ・特定期間である月 ・付加保険料を納付していない月 ・産前産後期間により免除を受けていて、付加保険料を納付していない月
 国年	国民年金保険料の全部または一部の納付が可能である月 もしくは、付加保険料の納付が可能である月
厚年	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月
 厚年	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月で、標準報酬月額に5等級以上の変動があった月 または脱退手当金が支給された可能性のある月

ねんきんネット

「かんたん試算」

現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して年金見込額を自動的に試算します。

「詳細な条件で試算」

今後の職業に加え、老齢年金の受給開始年齢を変更した場合、未納となっている国民年金保険料を納付した場合など、詳細に試算条件を設定して年金見込額を試算します。



将来の年金額を試算する



年金見込額試算の説明 [+ 開ける](#)

登録される試算結果は最大で5件までです。6件以上試算を行う場合は、【試算結果一覧を表示】ボタンを押して、一覧から不要な試算結果を削除してください。



① かんたん試算 はじめての方はこちらから
現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を自動的に試算できます。



② 詳細な条件で試算
以下の条件を入力し、試算できます。

- 今後の職業、収入および期間
- 受給開始年齢
- 国民年金保険料を納付・後払い（追納）した場合



③ 試算結果一覧を表示
「かんたん試算」、「詳細な条件で試算」で実施した試算結果の確認や、試算結果をグラフで比較できます。

「試算結果一覧を表示」

過去の試算結果の照会・修正や、登録した試算結果をグラフで比較できます。

4. 社会保障協定

社会保障協定

通常、海外から派遣されて日本で働く場合、日本で社会保障制度に加入する必要がありますが、この場合、派遣元の国と日本、両方の国の社会保障制度に加入し、保険料を2重に負担しなければならないことがあります。日本から海外に派遣される場合も同様です。

また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。

以上を踏まえ、社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する
(二重加入の防止)
- 年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする
(年金加入期間の通算)

の2点を目的として日本と相手国の間で結ばれています。

※年金加入期間の通算がない協定もあります。

<一時的(5年以内)に相手国から派遣されて日本で働く場合>

必要な書類

日本の年金制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前に、相手国(派遣元の国)機関から「適用証明書」の交付を受ける必要があります。交付のための手続きは相手国(派遣元の国)機関へ行くことになりますので、従業員の方、または派遣元の国の事業所には、相手国(派遣元の国)機関にて「適用証明書」交付の手続きを行うようご案内してください。

※日本で現地採用となった場合や、長期派遣(5年以上)の場合は、日本の制度に加入する必要があります。

※自営業者も同様に相手国機関にて「適用証明書」交付の手続きが必要です。

手続き

相手国(派遣元の国)機関から交付を受けた「適用証明書」のコピーを添付し、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届書」を、年金事務所へ提出してください。

厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届書
 The Employees' Pension Insurance/The National Pension
 Notification Form for the persons covered under international agreements.

※この届書は条約等により日本の公的年金制度の適用免除を受ける方のためのものです。
 ※This report is for those who shall be exempted from coverage of the Japanese public pension system based on international agreements.

この届書は条約等により日本の公的年金制度の被保険者とならない方のうち、令和8年7月1日以後に、日本に住所を有するに至った又は適用事業所に使用されるに至った方が対象です。
 For those who are exempted from coverage of the Japanese public pension system based on international agreements and have domicile in Japan or are employed at applicable place of business on and after July 1, 2024.

日本年金機構理事長 へて 以下のとおり届け出ます。 To: President of Japan Pension Service I hereby report as follows; 本人が届ける場合は以下記入 If reported by the person concerned, provide name and contact detail: 届出者氏名 / Name of person reporting: _____ 事業主が届ける場合は以下記入 If reported by the employer, provide name and contact detail: 事業所 登録番号 _____ 事業所 所在地 _____ 事業主 氏 名 _____ 氏 名 _____ 電話番号 () _____	日本年金機構 Japan Pension Service
---	---

適用免除される方の情報 About the person to be exempted from EPI / NP coverage (1) 本人番号 または基礎年金番号 No. Number (12 digits or Basic Pension Number (10 digits) _____ (2) 生年月日 Date of birth _____ (3) ローマ字氏名 (in block letters) Name in English characters _____ (4) 郵便番号 Postal code _____ (5) 電話番号 Phone number _____ 1. 自宅 Home 2. 勤務先 Workplace 3. 携帯電話 Mobile phone 4. その他 Others _____ (6) 住所 Address (in block letters) _____ (7) 届出事由 Reason for report 該当する番号を○印で囲んでください。Please circle the appropriate number. 1. 社会保障協定の適用規定に基づき、日本の公的年金制度の適用が免除されるため Exempted from coverage of the Japanese public pension system based on the provision concerning the applicable legislation of the social security agreement. 2. その他 (社会保障協定以外の条約その他の国際約束により日本の公的年金制度の被保険者とならないため) Others (based on international agreements other than social security agreements) _____ (8) 適用免除期間 Period of exemption From _____ Year _____ Month _____ Day _____ から _____ Year _____ Month _____ Day _____ まで (9) 備考 Remarks _____	社会保障庁 Ministry of Social Security
---	--

届出には適用証明書の写し等の書類の添付が必要です。裏面をご覧ください。
 You need to provide a document such as a copy of Certificate of Coverage to support this report. See back for details.

現在(令和8年3月末時点)では、23か国との間で社会保障協定を発効しています。

協定相手国

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ
オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド
ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン
スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア

※イギリス、韓国、中国及びイタリアとの協定は、年金期間を通算する規定がありません。

5. 日本を出国することとなった際の手続き

脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険(共済組合等を含む)の被保険者(組合員等)資格を喪失して**日本を出国した場合**に請求することができます。ただし、日本を出国後**2年以内**に請求する必要があります。

なお、脱退一時金の支給を受けるためには一定の要件があり、そのすべての要件を満たす必要があります。

支給要件

- 日本国籍を有していない。
- 日本に住所を有していない。
- 老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしていない。
- 国民年金の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と一部免除納付済期間を換算して合算した月数が6月以上ある。
又は、厚生年金保険の被保険者期間の月数が6月以上ある。
- 年金(障害手当金を含む。)の受給権を有したことがない。
- 国民年金の被保険者資格を喪失している。

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、
ポルトガル語、スペイン語、
インドネシア語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、
カンボジア語、ロシア語、
ネパール語、モンゴル語

【資料掲載先】

日本年金機構トップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット

＞外国語版パンフレットLump-sum Withdrawal Payments(脱退一時金)

脱退一時金請求書

English / 英語

日本から出国される外国人のみなさまへ

日本での滞在期間中に国民年金、厚生年金保険及び共済組合等に加入していた期間については、被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、以下の①～④すべての条件に該当するときに脱退一時金を請求することができます。ただし、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。

- ① 日本国籍を有していない
- ② 国民年金の保険料納付済期間等[※]の月数又は厚生年金保険の被保険者期間(共済組合等に加入していた期間を含む)が6月以上ある
※国民年金の保険料納付済期間等
 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数のことをいいます。
- ③ 日本に住所を有していない
※市区町村に転出届を提出したうえで、再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する方は請求することができますが、転出届の提出がない場合、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できませんのでご注意ください。
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことがない

【提出書類】

「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」

【添付書類】

- ① パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名および在留資格が確認できるページ)
- ② 日本国内に住所を有しなくなったことが確認できる書類(住民票の除票の写し等(※))
- ③ 「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。)
- ④ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
※ 出国前にお住まいの市区町村で転出届を提出した場合には、住民票の消滅情報から、日本国内に住所を有しないことを確認できますので、添付書類②は不要です。

【提出時の注意事項】

出国前に日本国内から請求書を提出する場合には、住民票の転出(予定)日以降に請求書を日本年金機構へ提出してください。(脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に、日本に住所を有していないことが必要です。)
 郵送の場合には、転出(予定)日以降に請求書が日本年金機構に到達するよう送付してください。

※次ページに、脱退一時金を受け取った場合の《注意事項》を記載しています。

必ずご確認ください。将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで、脱退一時金の請求をご検討ください。



<https://www.nenkin.go.jp/>

6. 日本年金機構が提供するサービスなど

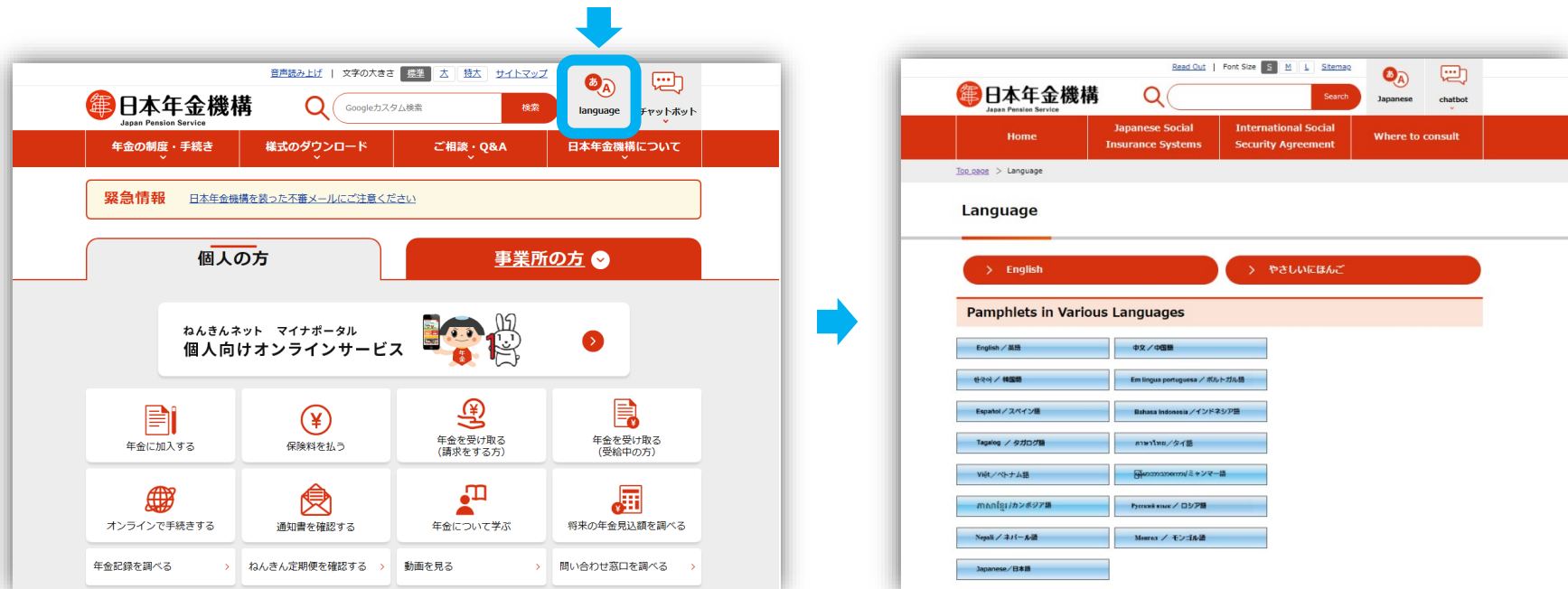
日本年金機構では、外国の方々向けに、ホームページ、リーフレット、動画、通訳サービスなど、様々なサービスを提供しています。

ここでは、代表的なものを紹介しますので、ぜひご利用・ご案内ください。

(1)ホームページ

日本年金機構では、外国人向けの専用サイトを開設しています。年金に関する説明やお知らせをやさしい日本語又はご自身の国の言語で読むことができます。
また、様々な国の言語に対応したパンフレットも掲載しています。

日本年金機構ホームページのトップページから[こちら](#)をクリックしてください。



厚生年金

社会保険制度加入のご案内

日本語/Japanese

社会保険制度加入のご案内

あなた又はあなたの家族は会社で働いていますか？

はい

いいえ

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お勤めの会社に義務付けられていますので、会社へ加入手続のお願いをしてください。

※パートタイマーやアルバイトの方でも加入が必要な場合があります。対象となるか否かは、お勤めの会社にお問い合わせください。

◆お勤めの会社が医療保険・年金への加入の手続をとらず、医療保険・年金に未加入となっている場合は、年金事務所に相談ください。

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口にて、ご自分でお手続きください。

※無職の方、留学生等で週28時間以内のアルバイト等をしている方は、通常、こちらに該当します。

★詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口にご相談ください。

あなたが75歳以上であれば、後期高齢者医療制度へ加入することとなります。

★詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の後期高齢者医療制度担当窓口にご相談ください。

※年金事務所や市区町村役場へ日本語以外で相談する場合は、通訳が必要です。



◆いずれかの医療保険制度、年金制度に加入することが義務付けられています。

1. 健康保険制度について

適用事業所に常勤的に使用される限り、外国人の方にも健康保険が適用され、これに加入しなければなりません。

健康保険に加入することにより、被保険者やその被扶養者が病気やけがをしたとき、出産や死亡したときに必要な保険給付等が受けられます。

※適用事業所とは、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（理美容、旅館、又は飲食業等一定の職種を除く。）をいいます。

2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度について

①75歳未満で健康保険の適用対象とならない外国人の方

②75歳以上の外国人の方

であって、入管法により決定された在留期間が3か月を超える方（3か月を超える期間、日本に滞在すると認められる方を含む。）や、仮滞在の許可を受けた方は、国民健康保険（①の方）又は後期高齢者医療制度（②の方）が適用され、これに加入しなければなりません。

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入することにより、病気やけがをしたときに必要な保険給付等が受けられます。

※医療機関を受診する際に健康保険、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険証を提示しない場合は、医療費は原則として全額自己負担となります。

3. 厚生年金保険制度及び国民年金制度について

外国人の方についても、適用事業所に常勤的に使用される限り、厚生年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。また、常勤的に使用関係のない外国人の方であっても、日本国内に住所を有する方は国民年金に加入しなければなりません。年金制度に加入し、一定の要件を満たすことにより、老齢、障害、死亡の場合に、それぞれ老齢年金、障害年金（又は障害手当金）、遺族年金等が支給されます。

また、日本で年金制度に加入していた一定の要件を満たす外国人の方は、日本を出国後、請求手続きをすることにより脱退一時金が受けられます。（※注）

なお、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間がある方は、一定要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることが出来る場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなります。

※注）厚生年金保険の脱退一時金の場合、支給の際に合計税率20.42%（所得税20%＋復興特別所得税0.42%）が源泉徴収されますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は、税務署に還付請求ができます。還付請求の手続き方法等については、税務署又は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認ください。

医療保険・年金制度の加入義務を解説をしています。

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

(3)動画

日本年金機構では、公的年金制度の仕組みや必要な年金加入の手続について説明した外国語動画を掲載しています。対応言語は以下の11か国語となります。

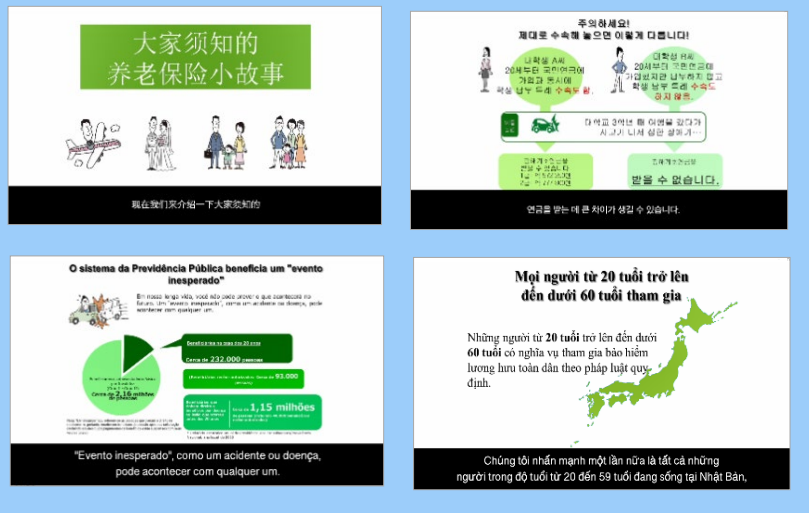
対応言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語
インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikokugodoga.html>

【案内リーフレット】



各言語15分程度



外国人従業員の方やお住まいの
地域の外国人の方々にお配り
いただきますようお願いいたします。

(4)通訳サービス

年金事務所の窓口※またはコールセンター(ねんきんダイヤル等)へ年金相談をする場合は、電話で通訳サービスを利用することができます。

対応言語は以下の11か国語となります。

※年金事務所に電話で相談する場合は、通訳サービスを利用できません。

対応言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

受付時間等

- ・英語と英語以外で異なります。

英語:月曜日 8:30~19:00、火~金曜日 8:30~17:15、第2 土曜日 9:30~16:00

英語以外:月~金曜日 8:30~17:15

- ・休日、祝日(第2 土曜日を除く)、12 月29 日~1 月3 日はご利用いただけません。

- ・通訳サービスが混み合っている場合は、お待たせする場合があります。

7. 参考

年金に関する情報

色々な国の言葉でパンフレットや動画が
確認できるQRコードを掲載

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、
スペイン語、インドネシア語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、
カンボジア語、ロシア語、ネパール語、
モンゴル語

外国人のみなさまへ

年金に関する情報（多言語版パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」

第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金
の説明やお知らせを色々な国の言葉や分かりやすい日本語で読む
ことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます

日本語 Japanese 	英語 English 	中国語 中文 	韓国語 한국어
ポルトガル語 Em língua portuguesa 	スペイン語 Español 	インドネシア語 Bahasa Indonesia 	タガログ語 Tagalog
タイ語 ภาษาไทย 	ベトナム語 Việt 	ミャンマー語 မြန်မာစာ 	カンボジア語 ភាសាខ្មែរ
ロシア語 Русский язык 	ネパール語 Nepali 	モンゴル語 МОНГОЛ 	YouTube し 知っておきたい年金のはなし Public pension system you need to know

日本年金機構公式Facebook

外国人の方へ向けたやさしい日本語・英語による公的年金の概要、各種手続き、お送りする通知書などについての情報を発信。



日本年金機構公式Facebookページ



英語・やさしい
日本語での発信

[https://www.facebook.com/
profile.php?id=61576205463510](https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510)



「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
オープニング		
1	 外国人にかかる年金制度 	BGM ♪ ナレーション この動画では、外国人に係る年金制度について説明いたします。
	1	

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
2	目次 1. 年金制度への加入 2. 厚生年金保険の適用 3. 国民年金制度への加入 4. 社会保障協定 5. 日本を出国することとなった際の手続き 6. 日本年金機構が提供するサービスなど 7. 参考	今回は、ご覧の内容について説明いたします。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
3	1. 年金制度への加入	1 .年金制度への加入

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
4	 国民年金 日本国内に住所を有する 20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。 「国内に住所を有する」という要件なので…  日本国内に住所を有する外国人の方も第1号被保険者となります。 ※日本国籍を有しない方で在留資格が、「医療滞在」、「観光等を目的とするロングステイ」といった「特定活動」により滞在する方は、国民年金第1号及び第3号被保険者から適用除外となります。 4	国民年金の説明です。 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。 国民年金の加入条件は、「日本国内に住所を有する」という要件のため、国籍は関係なく、外国人の方も第1号被保険者となります。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
5	厚生年金保険 ・厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても厚生年金保険の適用事業所となります。 ・厚生年金保険に加入している会社などの適用事業所に常時使用される人^(※)は、<u>国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず</u>、厚生年金保険の被保険者となります。 「国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず」という要件なので・・・  外国人の方も厚生年金保険の被保険者となります。 ※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。	厚生年金保険の説明です。 厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても厚生年金保険の適用事業所となります。 厚生年金保険に加入している会社などの適用事業所に常時使用される人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。 厚生年金保険の加入条件は、「国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず」という要件のため、外国人の方も厚生年金保険の被保険者となります。

5

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
6	2. 厚生年金保険の適用 2. 厚生年金保険の適用 6	2. 厚生年金保険の適用

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
7	手続き 健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、被保険者となります。 外国人従業員の方々へ社会保険制度をご案内する際は、以下の制度説明の各パンフレットをご利用ください。  対応言語 14か国語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語 【資料掲載先】 日本年金機構ホームページトップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット＞外国語版パンフレットEmployees' Pension Insurance and Employees' Health Insurance (厚生年金保険・健康保険制度のご案内)	厚生年金保険の手続きについて、ご説明いたします。 先ほどお伝えしたとおり、健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、被保険者となります。 外国人従業員の方々へ社会保険制度をご案内する際は、ご覧の対応パンフレットを日本年金機構のホームページに掲載していますので是非ご活用ください。

7

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
8	(1)外国人従業員を採用したときの手続き 健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。 また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。 ●短期在留している外国人の本人確認 ・旅券の身分事項のページの写し ・(ア)～(ウ)いずれかの写し (ア)旅券の資格外活動許可証印のページ (イ)資格外活動許可書 (ウ)就労資格証明書 ●日本国外に居住している方の本人確認 日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、現地における公的機関の発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。 なお、初めて公的年金制度(共済組合等を除く)に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。	では、実際に外国人従業員を採用したときの手続きをご説明いたします。 健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。 被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。 また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、次の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。 短期在留している外国人の本人確認は次のとおりです。 旅券の身分事項のページの写しに加えて、次の(ア) から (ウ) のいずれかの書類の写しとなります。(ア)旅券の資格外活動許可証印のページ、(イ)資格外活動許可書、(ウ)就労資格証明書 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券（有効期限内のパスポート）、現地における公的機関の発行した資格証明書（写真付き）等の写しにより行います。 なお、初めて公的年金制度に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
9	(2)外国人従業員が家族を被扶養者にする手続き 健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。 被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。 また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。 (3)外国人従業員が退職した時の手続き 健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。 また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。 ⇒脱退一時金については、「5. 帰国することとなった際の手続き」を参照してください。	次に、外国人従業員が家族を被扶養者にする時の手続きをご説明いたします。 健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。 被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。 また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。 続いて、外国人従業員が退職した時の手続きについてです。 健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
		また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。 この脱退一時金については、「5.帰国することとなった際の手続き」をご覧ください。
10	3. 国民年金制度への加入	3. 国民年金制度への加入

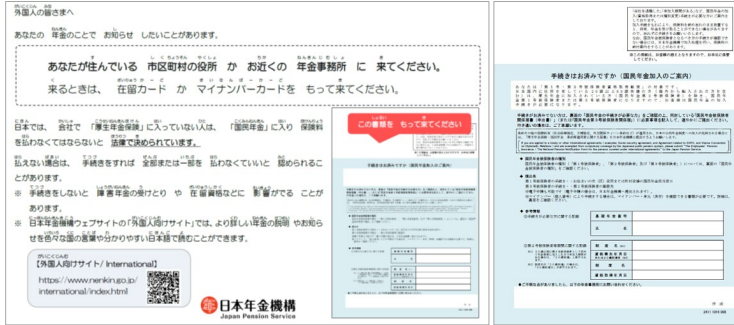
「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
11	【別添2】 手続き 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。 11	国民年金の加入手続きについてご案内いたします。 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第 1 号被保険者または第 3 号被保険者となります。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

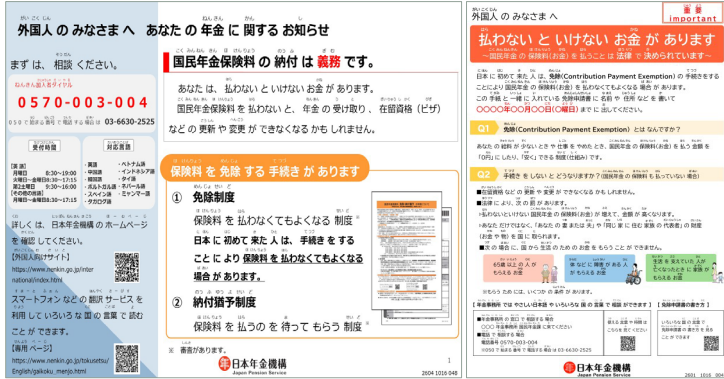
#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
12	記入例 外国人労働者技能実習生（中絶）の登録簿です。あなたが記入する欄は赤字の欄です。白字の欄は写真（アールファベット写真）を記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容の正しい順番、白字欄での記載を記載している場合があります。 「労働実習日」、居住自前所のある日の氏名（居住実習生）に追加されている氏名を記入してください。居住実習生は、居住実習生（赤欄）を記入してください。居住実習する方が記入であれば記入してください。 ①は、マイナンバー（個人番号）または基礎番号を記入してください。 ②は、あなたの登録番号（赤欄）を記入してください。 ③は、あなたの氏名を記入してください。 ④はあなたの住所で登録する番号を記入してください。 ⑤はあなたの住所を記入してください。 ⑥はあなたの住所を記入してください。 ⑦は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑧は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑨は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑩は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑪は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑫は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑬は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑭は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑮は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑯は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑰は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑱は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑲は、あなたの登録番号を記入してください。 ⑳は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉑は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉒は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉓は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉔は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉕は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉖は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉗は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉘は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉙は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉚は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉛は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉜は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉝は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉞は、あなたの登録番号を記入してください。 ㉟は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊱は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊲は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊳は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊴は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊵は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊶は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊷は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊸は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊹は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊺は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊻は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊼は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊽は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊾は、あなたの登録番号を記入してください。 ㊿は、あなたの登録番号を記入してください。 該当する外国人従業員の方へこちらの書類をご案内する際は、日本年金機構ホームページのこちら掲載先をお伝えください。 ご覧の対応言語にて記入例をご用意していますので、ご活用していただければと思います。 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語、モンゴル語 資料掲載場所: https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kankeitodoke.html	

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
13	手続き 手続きをしていないと「国民年金加入のご案内」が送付されます。 	手続きに関する注意点です。 もし、国民年金の加入手続きを忘れていた場合どのようなことが起こると思いますか？ この場合、日本年金機構から「国民年金加入のご案内」が送付されます。

13

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
14	手続き 手続きをしても保険料を納めていないと未納のお知らせが届きます。 	また、手続きをしていたとしても、保険料を納めていないと、未納のお知らせが届きます。 ピンク色や青色、黄色の封筒が年金事務所から届きましたら、必ず中身を確認いただくよう、お伝えください。

14

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

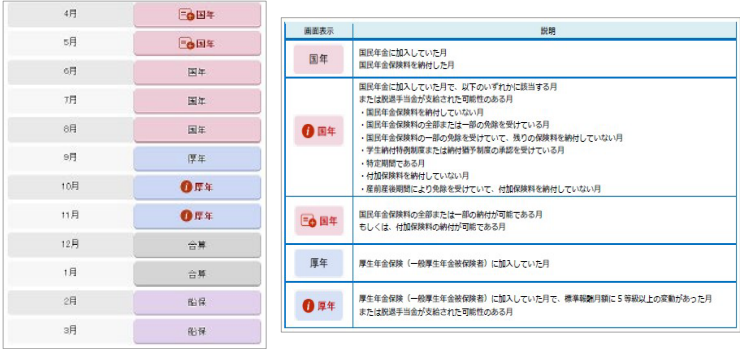
#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
15	よくあるケース 手続きもれ、保険料の納め忘れが発生しやすいケースとして、以下の事例があります。 ⚠ 注意 保険料の未納期間があると在留資格の更新等に影響が出る可能性があります。	ここで、手続きもれ、保険料の支払いもれが発生しやすいケースについて事例を使ってご説明いたします。 外国人従業員の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から入社（社会保険加入）までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。（※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。） 保険料を未納のままにすると、障害年金の受給や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付または免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。 免除申請を行う場合、添付書類等をご案内するため、年金事務所やお住まいの市（区）役所、町村役場にお問い合わせください。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
16	お願い - 従業員の方（協会等に加入している方）に、日本年金機構から各種お知らせが届いていないか確認してください。 - 届いている場合は年金事務所に相談するようお願いください。  ⇒ ねんきんネットを利用して未納期間が無いが確認することができます。	ここで事業主様・社会保険事務ご担当者様にお願いがあります。 外国人従業員の方に日本年金機構から各種お知らせが届いていないか、確認していただき、届いているようであれば年金事務所に相談するようお願いいたします。 もし、お知らせが届いているか不明ということでしたら、確認方法が1つございます。 それが、ねんきんネットを利用することです。

16

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
17	ねんきんネット ねんきんネットを利用して未納期間が無いが確認することができることをご案内ください。 	ねんきんネットを利用することで、未納期間の有無を簡単に確認することができます。 さきほどもお伝えしましたが、保険料の未納期間があると在留資格の更新等に影響が出る可能性があるため、ご注意ください。
	17	

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
18	ねんきんネット 「かんたん試算」 現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して年金見込額を自動的に試算します。 「詳細な条件で試算」 今後の職業に加え、老齢年金の受給開始年齢を変更した場合、未納となっている国民年金保険料を納付した場合など、詳細に試算条件を設定して年金見込額を試算します。  「試算結果一覧を表示」 過去の試算結果の照会・修正や、登録した試算結果をグラフで比較できます。	その他にも、ねんきんネットでできることをご案内いたします。 ねんきんネットは、外国人従業員の方だけでなく、全従業員の方に利用いただけるため、ぜひ覚えていただければと思います。 まずは左上「かんたん試算」についてです。 現在の加入条件が60歳まで継続すると 仮定して年金見込額を自動的に試算します。 次に左下の「詳細な条件で試算」についてです。 今後の職業に加え、老齢年金の受給開始年齢を変更した場合、未納となっている国民年金保険料を納付した場合など、詳細に試算条件を設定して年金見込額を試算します。 次は右側「試算結果一覧を表示」についてです。 過去の試算結果の照会・修正や、登録した試算結果をグラフで比較できます。 今回ご紹介した分だけでなく、その他にもねんきんネットは様々な使用方法があります。 ぜひ、一度利用してみてください。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
19	4. 社会保障協定	4. 社会保障協定

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
20	社会保障協定 通常、海外から派遣されて日本で働く場合、日本で社会保障制度に加入する必要がありますが、この場合、派遣元の国と日本、両方の国の社会保障制度に加入し、保険料を2重に負担しなければならないことがあります。日本から海外に派遣される場合も同様です。 また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。 以上を踏まえ、社会保障協定は、 ●「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整すること（二重加入の防止） ●年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくすること（年金加入期間の通算） の2点を目的として日本と相手国の間で結ばれています。 ※年金加入期間の通算がない協定もあります。	国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。 海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要がありますが、この場合、働いている国と母国、2つの社会保障制度に加入し、保険料を2重に負担しなければならない状況が発生してしまいます。 また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。 以上を踏まえ、社会保障協定は、次の2点を目的として締結しています。 ●「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整すること（二重加入の防止） ●年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくすること（年金加入期間の通算） となります。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
21	<一時的(5年以内)に相手国から派遣されて日本で働く場合> 必要な書類 日本の年金制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前に、相手国(派遣元の国)機関から「適用証明書」の交付を受ける必要があります。交付のための手続きは相手国(派遣元の国)機関へ行うことになりますので、従業員の方、または派遣元の国の事業所には、相手国(派遣元の国)機関にて「適用証明書」交付の手続きを行うようご案内してください。 ※日本で現地採用となった場合や、長期派遣(5年以上)の場合は、日本の制度に加入する必要があります。 ※自営業者も同様に相手国機関にて「適用証明書」交付の手続きが必要です。	一時的（５年以内）に相手国から派遣されて日本で働く場合について説明します。 日本の年金制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前に、相手国（母国）機関から「適用証明書」の交付を受ける必要があります。 交付の手続きは相手国（派遣元の国）機関へ行うことになりますので、従業員の方、または派遣元の国の事業所には、相手国（派遣元の国）機関に「適用証明書」交付の手続きを行うようご案内してください。 日本で現地採用となった場合や、長期派遣（５年以上）の場合は、日本の制度に加入する必要があります。 自営業者も同様に相手国機関にて「適用証明書」の交付手続きが必要です。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
22	手続き 相手国（派遣元の国）機関から交付を受けた「適用証明書」のコピーを添付し、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届書」を、年金事務所へ提出してください。	相手国（派遣元の国）から交付を受けた「適用証明書」のコピーを添付し、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届書」を、年金事務所へ提出してください。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
23	現在(令和8年3月末時点)では、23か国との間で社会保障協定を発効しています。 協定相手国 ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア ※イギリス、韓国、中国及びイタリアとの協定は、年金期間を通算する規定がありません。	現在、23 か国との間で発行しています。 協定相手国はご覧のとおりです。 二国間の協定内容に沿って、日本の年金制度の加入免除及び年金加入期間の通算等を行っています。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
24	5. 日本を出国することとなった際の手続き 24	5. 日本を出国することとなった際の手続き

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
25	脱退一時金 日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して 日本を出国した場合 に請求することができます。ただし、日本を出国後 2年以内 に請求する必要があります。 なお、脱退一時金の支給を受けるためには一定の要件があり、そのすべての要件を満たす必要があります。	脱退一時金についてです。 日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して日本を出国した場合に請求することができます。 ただし、日本を出国後2年以内に請求する必要があります。 なお、脱退一時金の支給を受けるためには一定の要件があり、そのすべての要件を満たす必要があります。

25

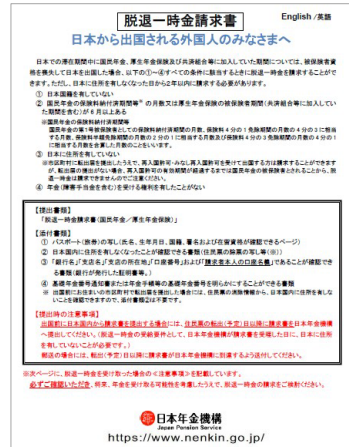
「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
26	支給要件 ●日本国籍を有していない。 ●日本に住所を有していない。 ●老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしていない。 ●国民年金の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と一部免除納付済期間を換算して合算した月数が6月以上ある。 又は、厚生年金保険の被保険者期間の月数が6月以上ある。 ●年金(障害手当金を含む。)の受給権を有したことがない。 ●国民年金の被保険者資格を喪失している。	脱退一時金の支給を受けるための一定要件はご覧の6点であり、これらすべての要件を満たす必要があります。 ・日本国籍を有していないこと ・日本に住所を有していないこと ・老齢年金の受給資格期間（10年）を満たしていないこと ・国民年金の第1号被保険者（任意加入日保険者を含む）としての保険料納付済み期間と一部免除納付済期間を換算して合算した月数が6月以上あること ・年金（障害手当金を含む）の受給権を有したことがないこと ・国民年金の被保険者資格を喪失していること となります。

26

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
27	対応言語 14か国語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語 【資料掲載先】 日本年金機構トップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット ＞外国語版パンフレットLump-sum Withdrawal Payments(脱退一時金)	脱退一時金の請求書は、ご覧の言語に対応していますので、外国人従業員の方へご案内いただければと思います。



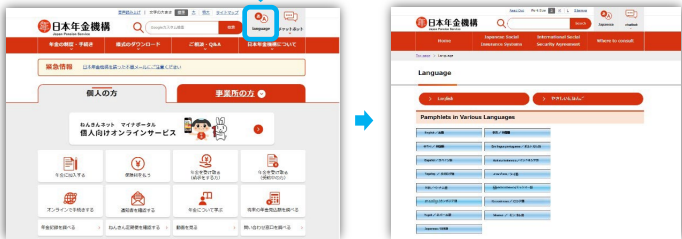
「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
28	6. 日本年金機構が提供するサービスなど 28	6. 日本年金機構が提供するサービスなど

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
29	日本年金機構では、外国の方々向けに、ホームページ、リーフレット、動画、通訳サービスなど、様々なサービスを提供しています。 ここでは、代表的なものを紹介しますので、ぜひご利用・ご案内ください。	日本年金機構では、外国の方々向けに、ホームページ、リーフレット、動画、通訳サービスなど、様々なサービスを提供しています。 ここでは、代表的なものを紹介しますので、ぜひご利用・ご案内ください。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

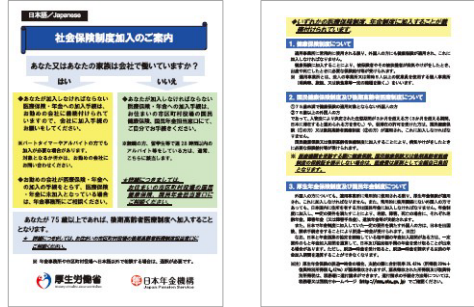
#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
30	(1) ホームページ 日本年金機構では、外国人向けの専用サイトを開設しています。年金に関する説明やお知らせをやさしい日本語又はご自身の国の言語で読むことができます。 また、様々な国の言語に対応したパンフレットも掲載しています。 日本年金機構ホームページのトップページからこちらをクリックしてください。 	まず初めに、「日本年金機構ホームページ」です。 日本年金機構では、外国人向けの専用サイトを開設しています。 年金に関する説明やお知らせをやさしい日本語又はご自身の国の言語で読むことができます。 また、本日ご紹介した様々な国の言語に対応したパンフレットも掲載しています。

30

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
31	(2)リーフレット 日本年金機構では、各制度ごとに外国人の方向けに様々な言語に対応したリーフレットを作成しています。 国民年金 国民年金制度全般の解説をしています。 対応言語 14か国語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語	続いて「リーフレット」です。 日本年金機構では、制度ごとに外国人の方向けに様々な言語に対応したリーフレットを作成しています。 国民年金のリーフレットの対応言語はご覧のとおりです。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
32	厚生年金 社会保険制度加入のご案内  医療保険・年金制度の加入義務を解説をしています。 対応言語 14か国語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語	厚生年金のリーフレットについても、外国人の方向けに様々な言語をご用意しております。 対応言語はご覧のとおりです。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
33	(3)動画 日本年金機構では、公的年金制度の仕組みや必要な年金加入の手続について説明した外国語動画を掲載しています。対応言語は以下の11か国語となります。 対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語 インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語 【案内リーフレット】  各言語15分程度  https://www.denkjin.go.jp/tokusetsu/gaikoku/godoga.html 外国人従業員の方やお住まいの地域の外国人の方々にお配りいたしますようお願いします。	続いて「動画」です。 日本年金機構では、公的年金制度の仕組みや必要な年金加入の手続について説明した外国語動画を掲載しています。 対応言語はご覧のとおりとなります。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
34	(4)通訳サービス 年金事務所の窓口※またはコールセンター（ねんきんダイヤル等）へ年金相談をする場合は、電話で通訳サービスを利用することができます。 対応言語は以下の11か国語となります。 ※年金事務所に電話で相談する場合は、通訳サービスを利用できません。 対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語 受付時間等 ・英語と英語以外で異なります。 英語：月曜日 8:30～19:00、火～金曜日 8:30～17:15、第2 土曜日 9:30～16:00 英語以外：月～金曜日 8:30～17:15 ・休日、祝日（第2 土曜日を除く）、12 月29 日～1 月3 日はご利用いただけません。 ・通訳サービスが混み合っている場合は、お待たせする場合があります。	続いて「通訳サービス」です。 年金事務所の窓口またはコールセンター（ねんきんダイヤル等）へ年金相談をする場合は、電話で通訳サービスを利用することができます。 受付時間が言語によって異なるため、ご注意ください。

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
35		7. 参考
	7. 参考	
	35	

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
36	年金に関する情報 色々な国の言葉でパンフレットや動画が確認できるQRコードを掲載 対応言語 14か国語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語  The screenshot shows a webpage titled '外国人のみなさまへ' (Hello Foreigners) with the heading '年金に関する情報 (多言語版パンフレット・動画)' (Pension Information (Multilingual Pamphlets and Videos)). It lists two main resources: a 'Life and Work Guide Book' for foreign residents and a 'Japanese Pension Service Website' for foreigners. Below this, a grid of 14 QR codes is displayed, each corresponding to a different language: Japanese, English, Chinese, Korean, Portuguese, Spanish, Indonesian, Tagalog, Thai, Vietnamese, Myanmar, Cambodian, Russian, Nepali, and Mongolian. The bottom of the page features the '日本年金機構' (Japan Pension Service) logo.	今日、外国人従業員の方に向けた多言語パンフレットや動画をご紹介いたしましたが、QRコードを読んでいただくと、パンフレットや動画をみることができるリーフレットをご用意しています。 ぜひ、ご活用ください。

36

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
37	日本年金機構公式Facebook 外国人の方へ向けたやさしい日本語・英語による公的年金の概要、各種手続き、お送りする通知書などについての情報を発信。  日本年金機構公式Facebookページ  英語・やさしい 日本語での発信 https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510	また、日本年金機構では、Facebookを活用して、外国人の方向けに、やさしい日本語・英語で書かれた、公的年金制度の概要、各種手続き、お送りする通知書等の情報発信を行っておりますので、従業員の方にぜひ周知ください。

37

「外国人にかかる年金制度」ナレーション台本

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
38	 日本年金機構 Japan Pension Service	ご視聴ありがとうございました。

TOTAL : 約 30 分

* 時間表示はあくまでも目安であり、実際には若干変わる可能性があります。

申立書

私は、日本年金機構と株式会社●●との間で契約の締結がなされた「外国人にかかる年金制度」の動画作成業務」に出演するに当たり、次の事項について申し立ていたします。

記

過去2年間、公的年金制度に加入し、その期間にかかる国民年金保険料等の未納付はありません。

令和 年 月 日

日本年金機構 事業推進統括部長 殿

住所

氏名

印

誓約書

私はこの度、日本年金機構（以下「機構」という。）の「外国人にかかる年金制度」の動画作成業務に従事するにあたり、守秘義務に関する本誓約書を厳守します。

第 1 条（守秘義務の誓約）

私は、業務上の目的以外の目的で、機構の許可なくして、弊社職員で本件に直接関与していない者に対しても、私が知り得た、すべての事項・情報（以下「秘密情報」という。）を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束します。

第 2 条（資料の返還等）

私は、守秘義務を厳守するため、機構により、保管を許された資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、機構により返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束します。

第 3 条（契約終了後の守秘義務）

機構との契約終了後といえども、第 1 条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。

令和 年 月 日

日本年金機構 事業推進統括部長 殿

住所

事業所名

代表者名

印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称 「外国人にかかる年金制度」の動画作成業務
2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。)を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。